所定疾患施設療養費（Ⅰ）　算定状況

介護老人保健施設　田沢の郷

当施設では、厚生労働大臣が定める基準に基づき、毎年、前年度の算定状況を公表しております。
ついては、平成３０年度の算定状況を公表いたします。

◇所定疾患施設療養費について◇

①対象となる入所者の状態は次のとおりであること。

・肺炎

・尿路感染症

・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）

②上記により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、１回に連続する７日を限度とし、月１回に限り算定する。

③算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。

④請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。

⑤当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。

公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

※平成３０年度算定状況

診断名／年月		30年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	31年 1月	2月	3月
肺　炎	人　数												
	算定日数												
尿路感染症	人　数	5	6	4	3	4	6	4	2	4	6	4	7
	算定日数	30	38	22	16	26	33	20	14	28	27	24	36
帯状疱疹	人　数												
	算定日数												